

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオ 他7者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田 圭
（変更後）みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一
- 3 変更年月日
令和6年4月1日
- 4 変更の理由
設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
令和6年8月30日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和6年9月20日から令和7年1月20日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp